# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	福祉医療費助成に関する事務基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安八町は、福祉医療費助成に関する事務の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

福祉医療費助成に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に 業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期してい る。

#### 評価実施機関名

安八町長

#### 公表日

令和6年12月12日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	福祉医療費助成に関する事務				
②事務の概要	安八町福祉医療費助成に関する条例(昭和50年安八町条例第23号)により、乳幼児・小中学生・高校生世代、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 1 福祉医療受給資格者の資格管理に関する事務 2 福祉医療費受給資格者に係る福祉医療費の助成に関する事務				
③システムの名称	総合行政システム(福祉医療)、団体内統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル					
福祉医療システムファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第2項 安八町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年安八町条例第21号)第4条第 1項				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第9項				
5. 評価実施機関における	· 担当部署				
①部署	福祉課				
②所属長の役職名	福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	<b>※</b>				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務課 岐阜県安八郡安八町氷取161番地 0584-64-3111				
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した				
適用した理由					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年10月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	6年10月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

### 基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 施機関については、それ	] ぞれ重点項目記	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され・		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			E 18	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移車	云(委託や	情報提供ネットワー	-クシステムを通	<b>値じた提供を除く。</b> )	[ ]	提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され・		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手)	I 18	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ <sup>・</sup> 2)十分である 3)課題が残され <sup>・</sup>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ <sup>2</sup> 2) 十分である 3) 課題が残され <sup>2</sup>		
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され・		
8. 人手を介在させる作業				[ ]人手を介在させる作	業はない	<b>v</b>
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ・ 2)十分である 3)課題が残され・	ている	
判断の根拠	情報が含 廃棄など	まれていないかなん	どダブルチェック	する際は、宛先に間違いがなし かを行い、特定個人情報の記載 行うこととして人為的ミスが発	はがある申	請書等の保管及び
9. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[〇]内	部監査 [ ]	外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いとす	えられる対策 [ ]:	[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて利用できる』 め、権限のない者により特定個人情報を不正に入り					

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明